住所　兵庫県姫路市坂田町１番地１
林泰男　昭和49年11月18日生
住所　兵庫県加古川市加古川町稲屋1023番地44
陳正志　昭和59年11月10日生
住所　愛知県春日井市大留町１丁目19番地21
丁千昌　昭和58年４月23日生
住所　東京都江東区南砂３丁目２番１―1205号
賀昌　昭和53年11月10日生
住所　さいたま市北区宮原町３丁目186番地１
盧皐　平成７年７月４日生
住所　さいたま市南区南浦和３丁目４番６号
薛在弼　昭和48年６月23日生
住所　埼玉県上尾市大字上尾村1269番地１
姜珊　平成５年８月７日生
住所　埼玉県和光市白子１丁目４番15号
安太志　昭和61年５月12日生
住所　埼玉県所沢市上新井５丁目８番地15
付元　昭和57年９月９日生
住所　埼玉県鴻能市大字双柳1025番地３
楊志盛　平成５年３月11日生
住所　静岡県御殿場市神山98番地３
フロレンティナ・アルカンタラ・ワタナベ　昭和45年３月14日生
マリーベル・アルカンタラ・パレンズエラ　平成９年３月９日生
住所　静岡県裾野市平松277番地４
ピンセント・アルカンタラ・パレンズエラ　平成４年８月７日生

○外務省告示第百七十四号

平成二十七年五月十五日にアンカラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がトルコ共和国政府との間に行われた。

平成二十七年六月二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、日本国とトルコ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化すること並びにトルコ共和国の開発努力を促進することを目的として供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とトルコ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四百五十億円（四五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、地方自治体インフラ改善計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従つて、イルラー銀行（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利に〇・二パーセントを加えたものとする。

(c)　ただし、(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、計画に基づき借入人が最終借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。

4　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、トルコ共和国政府によつて保証される。

5　(1)　借款の一部は、借入人が調達適格国のコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

6　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

7　トルコ共和国政府は、5(1)に規定する役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドラインに従つて調達されることを確保する。

8　トルコ共和国政府は、借款に基づく役務の購入に関連して購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

9　5(1)に規定する役務の供給に関連してトルコ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためトルコ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

10　トルコ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してトルコ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

11　トルコ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びトルコ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

12　トルコ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

13　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をトルコ共和国政府に代わつて確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十五年五月十五日にアンカラで

トルコ共和国駐在
日本国特命全権大使　横井裕

トルコ共和国
財務庁次官代理
アフメット・ゲンチ閣下

（トルコ側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をトルコ共和国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十五年五月十五日にアンカラで

トルコ共和国駐在
日本国特命全権大使　横井裕閣下

トルコ共和国
財務庁次官代理
アフメット・ゲンチ

○外務省告示第百七十五号

ロシア連邦政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成二十七年三月四日に欧州評議会事務局長に寄託した。また、カザフスタン共和国政府は、前記の条約及び議定書の批准書を同年四月八日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よつて、同条約及び同議定書は、同年七月一日にロシア連邦について、また、同年八月一日にカザフスタン共和国について、それぞれ効力を生ずる。

（平成二十七年三月十三日付け及び同年四月十日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年六月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七十六号

平成二十七年四月二十日にスバで、フィジー共和国における全てのフィジー人の司法・ジェンダーに関する問題についての社会サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　全てのフィジー人の司法・ジェンダーに関する問題についての社会サービスへのアクセス改善計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億九千七百万円

3　署名者

日　本　側　花谷卓治在フィジー大使
国際連合開発計画側　オスナット・ルブラニ在フィジー事務所代表

平成二十七年六月二日

外務大臣　岸田　文雄